

第17回相馬市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月11日（金）午後2時から午後3時
2. 開催場所 相馬市役所 正庁（3階）
3. 出席した農業委員（11人）

会	長	14番	前川	正人					
委	員	1番	丹野	義基	2番	佐畑	幸一		
		3番	伊東	登	5番	唯野	哲夫		
		6番	坂本	雄司	7番	後藤	義昭		
		9番	小島	良金	11番	武島	竜太		
		12番	中和田	吉彦	13番	目黒	正一		
4. 欠席した農業委員（2人）

		8番	三國	実加	10番	佐藤	雄一		
--	--	----	----	----	-----	----	----	--	--
5. 遅参した農業委員（0人）
6. 農業委員会事務局職員

事務局長	志賀謙寿
事務局次長兼農業振興係長	渡部賢治
事務局農地係長	橋本庸介
事務局主査	大河原康平

7. 日程

日程第1. 諸般の報告

日程第2. 議事録署名委員の指名

日程第3. 会期の決定

日程第4. 議事

報告第1号 専決処分について

(1) 農地の転用事実に関する照会について

報告第2号 報告事項について

(1) 農地改良届出について

(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について

(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について

(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 許可の条件を履行したことの証明申請について

議案第5号 現況確認証明申請について

議案第6号 農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について

議案第7号 令和4年度第7号農用地利用集積計画について

議案第8号 農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)について

8. 会議の概要

事務局長 それでは、定刻になりましたので、全員ご起立を願います。
 一同「礼」。着席願います。

議 長 本日は、第17回相馬市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、ご出席をいただきましたことに御礼申し上げます。
 それでは、本日出席の農業委員数は、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する過半数に達しておりますので、直ちに第17回相馬市農業委員会総会を開会いたします。
 本日の欠席の届出は、8番三國実加委員、10番佐藤雄一委員です。遅参の届出はございません。
 日程第1、諸般の報告を行います。事務局より報告を願います。
 事務局。

事務局長 それでは、先月の総会日以降の諸般について、ご報告申し上げます。お手元の資料、諸般の報告をご覧ください。10月12日、水曜日、総会前にだより編集委員会を開催いたしました。相馬市農業委員会だより第67号の内容について、協議を行っております。同日、総会後に農業振興委員会を開催し、本日の議案としてご提案しておりますが、今年度に、相馬市農業委員会として相馬市に提出する、農地利用最適化推進施策の改善等具体的意見についての協議を行っております。10月18日、火曜日、本日の専決処分でご報告いたしますが、農地の転用事実に関する調査を、唯野委員、桑折委員が、日立木地区で実施しております。10月28日、金曜日、第17回総会に係る議案を配布させていただいております。11月2日、水曜日、令和4年度第8回相馬市議会11月臨時会が開催されております。その中で、相馬市一般会計補正予算が可決されております。内容といたしましては、農業者物価高騰支援事業として、31,135千円の補正予算が計上されております。11月4日、金曜日及び7日、本日の総会に向けて、現地調査を行っております。11月10日、木曜日、福島県農業委員会大会が、福島市のパルセいいざかで開催され、前川会長、目黒会長職務代理者、丹野委員、後藤委員、桑折推進委員が出席しております。報告は、以上でございます。

議 長 次に日程第2、議事録署名委員の指名を行います。9番小島良金委員、11番武島竜太委員、ご兩名を指名いたします。

次に日程第3、会期の決定についてお諮りいたします。会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

次に、日程第4、議事に入ります。報告第1号専決処分についてを議題といたします。(1)農地の転用事実に関する照会について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局 報告第1号(1)農地の転用の事実に関する照会について、ご説明申し上げます。福島地方法務局相馬支局登記官から、農地の転用事実について照会があったものです。回答については、農林水産省通知に基づき、法務局登記官から照会のあった日から、2週間以内に回答する必要があり、専決事項として取り扱わせていただきました。

番号1番ですが、申請人の住所、氏名、土地の所在は、議案書記載のとおりであります。令和4年10月18日に、5番唯野哲夫委員、農地利用最適化推進委員日下石地区担当の桑折好行委員、事務局で現地調査を行いました。申請地は、平成2年8月29日に農地法第5条に基づく許可を受けた土地であり、土地の現況が非農地であることを確認し、令和4年10月19日に、土地の現況を「非農地」と回答したところでございます。説明は、以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、報告第2号報告事項についてを議題といたします。(1)農地改良届出について、(2)農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、(3)農地転用許可に係る工事完了報告について、(4)

農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、(5)農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、事務局の説明を求めます。事務局。

事務局

報告第2号報告事項について、事務局よりご報告いたします。

(1) 農地改良届出について、今月は、1件の届出を受理いたしました。こちらは、農地への客土など、工事による農地改良を行う場合、通常、一時転用許可を受ける必要がありますが、使用する土が山砂または田畑表土の耕作に適したものであること、工事の面積が10アール以下であること、また、工事期間が3ヶ月以内であること、土の高さが現況より概ね1メートル以内であること、隣地所有者や土地改良区の同意書を添付していただくことを条件に、届出を提出していただくことで、一時転用許可を省略することができるものです。届出の概要につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続いて、(2) 農地転用許可に係る工事進捗状況報告について、今月は、3件の報告を受理いたしました。このことについて、農地転用許可を受けた事業は、許可の3ヶ月後に進捗状況報告書を農業委員会へ提出し、その後は、1年ごとに工事が完了するまで、定期的に工事の進捗状況報告書を提出することが許可の条件の一つとされています。提出された工事の進捗状況、完了報告については、計画通り工事が行われているかどうか、現地調査にて確認を実施しているものです。報告の概要については、議案書記載のとおりです。

続いて、(3) 農地転用許可に係る工事完了報告について、今月は、11件の報告を受理いたしました。報告の概要については、議案書記載のとおりです。

続いて、(4) 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について、今月は、5件の届出を受理いたしました。こちらは、相続などにより農地を取得した際には、農業委員会へ届け出なければならないとされております。こちらの届出については、すべて相続による農地の取得となっており、農業委員会によるあっせんの希望はございませんでした。

最後に(5) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について、今月は、1件の通知書を受理いたしました。こちらは、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画による、農地

の賃貸借の合意解約となっております。解約理由については、本総会の議案にも上程されている内容になりますが、農地法第3条申請のための合意解約となっております。報告は、以上です。

議長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。本件については、事務局報告のとおり承認されました。

次に、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。調査担当委員より、調査の報告を願います。番号1番について、担当委員挙手願います。6番坂本雄司委員願います。

6番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、1番案件について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る11月4日に、地区担当の推進委員とともに、被設定人の現地を訪問し、聞き取り調査を行いました。また、11月7日には、5番委員、7番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、申請地周辺の農地利用状況調査を行いましたので、その結果を代表して報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転(売買)になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の

調和が損なわれるような問題はありません。よって、許可基準第1号から第7号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議長 次に、番号2番について、担当委員举手願います。7番後藤義昭委員願います。

7番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、2番案件について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る10月30日に、地区担当の推進委員とともに、被設定人の現地を訪問し、聞き取り調査を行いました。また、11月7日には、5番委員、6番委員、地区担当の推進委員、事務局とともに、現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてではありますが、譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてではありますが、議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件ではありますが、議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はありません。よって、許可基準第1号から第7号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、問題はないとのご意見をいただいております。以上です。

議 長 次に、番号3番について、担当委員举手願います。13番目黒正一委員願います。

13番 議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、3番案件について報告いたします。申請人、申請地等につきましては、議案書に記載のとおりでございます。去る10月30日に、地区担当の推進委員とともに、申請人宅を訪問し、聞き取り調査及び現地を確認してまいりました。また、11月4日には、1番委員、2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2人とともに、現地調査を行いましたので、調査委員を代表して、結果をご報告いたします。

権利の設定内容は、所有権の移転（売買）になります。譲受人の農業機械の所有状況、世帯における従事者と従事状況、経営面積については、議案書記載のとおりです。譲受人には、不耕作地がないことを、聞き取り調査により確認をいたしました。よって、許可基準第1号全部効率利用要件、第4号農作業常時従事要件については、要件を満たしております。次に、許可基準第2号農地所有適格法人要件についてであります。譲受人は、個人であるため、非該当であります。次に、許可基準第3号信託契約の有無についてであります。議案書に記載のとおり、該当ありません。次に、許可基準第5号下限面積要件については、譲受人の経営農地は、30アール以上であり、要件を満たしております。次に、許可基準第6号借入地の転貸、質入れについてですが、譲受人に転貸、質入れの事実はないため、非該当であります。最後に、許可基準第7号地域調和要件であります。議案書に記載のとおりでありますので、地域の調和が損なわれるような問題はございません。よって、許可基準第1号から第7号まで、すべて非該当と認められることから、許可相当であると判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、聞き取り調査、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第1号農地法第3条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について
を議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求め
ます。事務局。

事務局 議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、事務
局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりで
す。事業概要は、住宅用地を整備するものであり、工事期間は、許
可の日から2ヶ月を予定しております。転用許可基準第3号の転
用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の有無に
ついては、併用地として申請人所有の宅地及び山林がございます。
書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載の
とおりです。事業概要は、通路用地を整備するものであり、工事期
間は、許可の日から2ヶ月を予定しております。転用許可基準第3
号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑥併用地の
有無については、併用地として申請人所有の宅地がございます。書
類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明
は、以上になります。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手

願います。1番丹野義基委員お願いします。

1 番

議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について、1番、2番案件を報告します。去る11月4日に2番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を実施いたしましたので、担当委員を代表して調査結果を報告いたします。

初めに1番案件について。申請人の住所、氏名、申請地の所在や、転用後の用途については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を山林、宅地等で囲まれた、10ヘクタール未満の小集団の農地であることを現地調査で確認し、第2種農地のその他の農地であると判断しました。許可基準第2号は、既存の農家住宅と一体的に利用する転用目的のため、他の場所での事業は不可能と判断しました。以上のことから、立地基準を満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、また、周辺は宅地化されており、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しました。

続いて2番案件について報告します。申請人の住所、氏名、申請地の所在や、転用後の用途については、議案書に記載のとおりです。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地なので、第1種農地であります。しかし、この案件は、議案書記載のとおり、既存住宅の通路用地としての転用であり、不許可の例外事業の既存施設拡張事業に該当する転用計画です。許可基準第2号は、第2種農地でないため該当しませんが、自己住宅への通路用地のため、他の場所での事業は不可能であります。以上のことから、立地基準を満たしていると判断しました。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

なお、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断しました。以上です。

議 長

質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第2号農地法第4の規定による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より審査内容等について説明を求めます。事務局。

事務局 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より審査内容をご説明申し上げます。

1番案件ですが、申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、太陽光発電施設用地を整備するものであり、工事期間は、許可の日から6ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであり、⑤行政庁の免許、許可等の処分については、備考欄に記載のとおり、東北電力の太陽光発電設備系統連携承諾及び売電先の事業者が経済産業大臣の小売電気事業の登録を受けていることを確認しております。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。

続きまして、2番案件です。申請人及び申請地は、議案書に記載のとおりです。権利の取得者が、県の河川工事に伴い、住居の移転が必要になり、自己住宅及び駐車場用地を整備するものであります。工事期間は、許可の日から8ヶ月を予定しております。権利の移転設定の内容は、所有権の移転(売買)になります。転用許可基準第3号の転用事業の確実性は、議案書記載のとおりであります。

②資金計画について、補償金で賄う予定でありますので、物件移転補償契約書を添付しております。また、⑥併用地の有無については、譲渡人等所有の宅地がございます。書類審査の結果は、各項目ともに問題ないと判断いたしました。説明は、以上になります。

議長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。2番佐畑幸一委員お願いします。

2番 議案第3号農地法第5条の規定による許可申請について、1番案件、2番案件について報告します。去る11月4日、1番委員、3番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、結果を代表して報告いたします。

初めに、1番案件について報告します。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、周囲を住宅等で囲まれた、概ね10ヘクタール未満の小集団の農地の区域内にある農地であることを現地調査で確認し、第2種農地のその他の農地と判断しました。許可基準第2号は、代替地の検討の結果、他の場所での事業は困難と判断しました。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。

次に、2番案件について報告します。申請人、申請地は、議案書に記載のとおりでございます。許可基準第1号の立地基準について、申請地は、河川改修のための移転用地であり、非線引き都市計画用途区域内の第1種中高層住居専用区域内にある農地であり、第3種農地であります。許可基準第2号は、第2種農地でないため非該当です。以上のことから、立地基準は満たしております。続いて、許可基準第4号は、議案書に記載のと通りの対策で、周辺農地への影響、支障はないものと判断いたしました。

また、地区担当の推進委員からも、現地調査にて、意見なしとの回答をいただいております。以上のことから、許可相当と判断いたしました。以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、許可することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第3号農地法第5条の規定
による許可申請については、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請につ
いてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。
担当委員挙手願います。3番伊東登委員お願いします。

3 番 議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請について、去
る11月4日、1番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局
2名で現地調査を実施いたしましたので、結果を代表してご報告
いたします。

番号1番、2番をまとめて報告いたします。申請地の現況は、転
用許可条件どおり、事業が行われておりました。したがって、許可
の条件を履行したものと判断できますので、証明書を交付するこ
とが適当であると判断いたしました。以上でございます。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特に、ございません。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号許可の条件を履行したことの証明申請については、委員報告のとおり証明することに決せられました。

次に、議案第5号現況確認証明申請についてを議題といたします。調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番伊東登委員お願いします。

3 番 議案第5号現況確認証明申請について、申請地の現況を、去る11月4日、1番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を実施いたしましたので、ご報告いたします。番号1番について、枝番1と枝番2は原野化しており、ともに非農地と判断しました。以上、報告いたします。

議 長 次に、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 特にございませぬ。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第5号現況確認証明申請については、委員報告のとおり、証明することに決せられました。
次に、議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断についてを議題といたします。本件に関し、番号1番から17番までの17件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、事務局よりご説明いたします。

こちらの非農地判断については、農地法第30条の規定により、毎年、農業委員会で実施している農地利用状況調査にて、再生利用が困難な農地として判断された農地について、改めて現地調査を実施し、総会の議案として、「農地」に該当するか否かの判断についてご議決いただくものです。お手元に参考資料と書かれた資料をお配りしておりますが、こちらは、先日の現地調査における調査担当委員の農地・非農地の判断を、参考として記載しているものです。このあとの調査担当委員からの報告と併せて、ご参照いただければと思います。事務局からの説明は、以上です。

議 長 続いて、調査担当委員より調査の報告を願います。担当委員挙手願います。3番伊東登委員お願いします。

3 番 議案第6号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について、去る11月4日、1番委員、2番委員、地区担当の推進委員、事務局2名とともに現地調査を行いましたので、担当委員を代表して調査結果をご報告いたします。参考資料をご覧ください。番号7番、10番につきましては、農地と判断いたしました。番号1番、4番、9番は、現況が原野化しており、また、番号2番、3番、5番、6番、8番、11番から17番は、現況が山林化しておりましたので、非農地と判断いたしました。以上ご報告いたします。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、委員報告のとおり、番号7番、10番を除く15件について、非農地と判断することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第4号農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断については、委員報告のとおり、番号7番、10番を除く15件について、非農地と判断することに決せられました。

次に、議案第7号令和4年度第7号農用地利用集積計画についてを議題といたします。議案第7号中、番号1番から3番については、11番武島竜太委員が、農業委員会に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に該当することから、議案第7号中、番号1番から3番を抽出し、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。11番武島竜太委員は、暫時の間、退場願います。

(11番武島竜太委員 退場)

議 長 議案第7号、番号1番から3番までの3件について、相馬市農業委員会規則第8条の規定により、一括議題といたしたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので、一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号令和4年度第7号農用地利用集積計画について、番号1番から3番について、事務局よりご説明いたします。

 権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、いずれも利用権の再設定、契約の更新でございます。

 農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件、集積計画が市の基本構想に適合するものであるか、権利の設定を受ける者が、すべて効率的に利用して耕作を行うと認められるか、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるか等の要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。

本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号中、番号1番から3番、令和4年度第7号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

1 1番武島竜太委員の入場を認めます。

(1 1番武島竜太委員 入場)

議 長 1 1番武島竜太委員にご報告いたします。議案第7号、番号1番から3番、令和4年度第7号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。

次に、残りの案件を議題といたします。議案第7号、番号4番から6番までの3件について、相馬市農業委員会会議規則第8条の規定により一括議題といたしたいと存じますがご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議がないようですので一括議題といたします。事務局より説明を求めます。事務局。

事務局 議案第7号令和4年度第7号農用地利用集積計画について、番号4番から6番について、事務局よりご説明いたします。

権利の設定人及び被設定人は、議案書に記載のとおりでありまして、いずれも利用権の再設定、契約の更新でございます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定による要件につきましては、すべて満たしております。以上でございます。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。

ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第7号、番号4番から6番、令和4年度第7号農用地利用集積計画については、同意することに決せられました。
次に、議案第8号農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)についてを議題といたします。農業振興委員会副委員長より説明願います。丹野義基副委員長お願いします。

農業振興副委員長 それでは、議案第8号農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)について、ご説明いたします。

9月並びに10月の総会終了後に、農業振興委員会を開催し、農業委員会としての意見書(案)を取りまとめましたので、議案書の28ページから30ページをご覧くださいと思います。農業を取り巻く状況が一層厳しさを増す中で、緊急の課題である意見書の項目として、1、米価下落及び農業用資材等高騰に対する支援策について、2、有害鳥獣被害対策について、3、新規参入者に対する支援、担い手の育成・確保策について、4、6次産業化の推進と地産地消の取り組みについて、5、みどりの食料システム戦略の推進について、以上の5項目を市長に提出する意見書(案)として、まとめさせていただきました。

なお、字句等の整理は、事務局にお願いしましたので、詳細については事務局より補足説明をお願いいたします。以上です。

議 長 続いて、事務局より補足説明を求めます。事務局。

事務局 それでは、議案第8号農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)について、補足説明いたします。農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆さまから提出していただいたご意見を踏まえ、

市の施策にぜひ取り入れて欲しい、喫緊の課題について、去る9月12日及び10月12日に農業振興委員会を開催し、内容を協議のうえ、意見書(案)を取りまとめさせていただきました。委員からいただいた意見をそのまま市に出すという事ではなく、内容を精査し、農業委員会として市に対して意見を出すというものになります。

意見書(案)の項目につきましては、農業振興委員会副委員長報告のとおり、大きく5項目となります。項目の1、4、5につきましては、昨年にはなく、今回新たに意見として提出する項目で、特に1番目につきましては、多くの委員の方々から同様の意見がございました。

では、意見書(案)の項目を朗読いたしますので、議案書の28ページをご覧くださいと思います。

項目1としまして、米価下落及び農業用資材等高騰に対する支援策について、①米価下落に対する支援策、令和3年産米の大幅な価格下落により、本年度は、米価下落影響緩和支援給付金として、市から10アール当たり3,300円の給付があったものの、価格低迷の長期化が懸念されるとともに、現在の価格水準では、営農を継続することが困難な状況にあります。市内の農家・農業を守るため、支援の継続並びに拡充をお願いしたい。

②物価高騰に対する支援策、肥料等の農業用資材、飼料や燃油等は、海外からの輸入に占める割合が高く、ロシアによるウクライナ侵攻や、急激な円安により、想定を上回るレベルで価格が高騰しており、農業者の経営努力では対応できない状況です。物価高騰に対する支援策を講じていただきたい。

続いて、項目2、有害鳥獣被害対策について、①ワイヤーメッシュ(金網)柵による被害防止対策、電気柵によるイノシシ被害対策は、効果が限定的で、被害を防ぐことが難しく、過去に磯部地区や山上地区の一部で試験的に実施したワイヤーメッシュ柵による被害防止対策は、一定の効果が確認されています。補助金(中山間地域等直接支払事業)を活用した事業実施は、要件により対象地区が限定されるため、対象地区以外は全額自己負担となります。被害の実態に応じた、ワイヤーメッシュ柵による被害対策事業実施の再検討をお願いしたい。

②箱ワナの拡充及び鳥獣被害対策実施隊の体制強化、イノシシ等の捕獲数を増やし、個体数を減らすためには、箱ワナの設置数を

増やすほか、狩猟免許取得者を増やし、捕獲体制を強化する必要があります。市が貸与する箱ワナの増数により捕獲体制を強化するとともに、鳥獣被害対策実施隊員確保のため、狩猟免許取得講習会の開催や、免許取得費用の助成、猟銃購入費の助成、更には、狩猟技術の維持・向上のため、射撃場での定期的な訓練の実施や、射撃場利用に係る経費の支援・拡充等、捕獲体制の強化を図っていただきたい。

続いて、項目3、新規参入者に対する支援、担い手の育成・確保策について、①新規就農者に対する複合支援策、近年、全国的に農業に興味を持つ方が増えていますが、市外からの就農希望者の中には、農地の確保や技術習得と併せて、移住による住環境を条件とする方が多いため、就農に対する一時金や機械導入の助成等の支援のほか、家賃補助や就農当初の生活資金支援等、移住支援と併せた複合的な新規就農支援策を講じていただきたい。

②多様な担い手に対する支援策、国の制度により、認定新規就農者として認定を受け、就農準備金や経営開始資金、無利子資金の借入れ等の支援を受けるためには、年齢制限があり、親の後継やUターン、脱サラ等で年齢制限を超えて就農した場合は、支援を受けることができません。担い手の確保と就農しやすい環境づくりのため、年齢制限の見直しを国に働きかけていただきたい。

③農業法人の積極的な誘致、中山間地域は、特に少子高齢化による担い手不足、有害鳥獣被害、遊休農地の増加が顕著で、集落の存続にも大きく影響を与えています。玉野地区では、市外からの法人による遊休農地再生・農地活用策が試験的に実施されていますが、地区内で担い手の確保が難しい地区においては、市外からの参入企業への補助金や市税の優遇措置等により、農業法人を積極的に誘致する等の担い手確保策を講じていただきたい。

続いて、項目4ですが、6次産業化の推進と地産地消の取り組みについて、①6次産業化の推進と農業者組織等への支援、6次産業化の推進による持続可能な農業の活性化のため、定期的な異業種間交流会や研修・講演会等の開催、地域で活動する農業者組織等による地元農畜産物を活用した6次化商品の開発等の起業活動に対する補助金等の支援策を講じていただきたい。

②地元農畜産物を活用した地産地消の推進、浜の駅松川浦や道の駅そうま等の物販・飲食施設を積極的に活用し、地元農畜産物の直売コーナーの拡充や、飲食施設での地元食材の使用等、地産地消

の取り組みを推進していただきたい。

最後に、項目5、みどりの食料システム戦略の推進について、①みどりの食料システム戦略推進のための環境づくり、市においても、みどりの食料システム戦略の取り組みを推進するため、市内の生産者・消費者に対し、理解を深めるための周知を行うとともに、有機農業の団地化や学校給食での利用・販路拡大、スマート農業や再生エネルギー導入等の具体的な取り組み内容を協議するため、行政、生産者、消費者からなる、「(仮称)相馬市みどりの食料システム戦略協議会」を設置する等、推進に向けた取り組みをお願いしたい。

以上5項目が、今回の意見書の内容となります。なお、項目1についてですが、意見書と並行する形になりますが、現在、市において、福島県肥料高騰緊急対策事業として、10アール当たり、水稲につきましては500円、水稲以外については1,500円の給付が、また、先ほど諸般の報告において、局長から報告がありましたが、相馬市農業者物価高騰支援事業として、10アール当たり、水稲で1,000円、施設園芸(花き)で35,000円、施設野菜で70,000円、和牛、乳用牛で1頭当たり10,000円の給付を行う予定で準備を進めております。

また、こちらの農地等最適化推進施策に関する意見書(案)がありますが、本総会でご議決をいただければ、11月15日、火曜日、農業委員会会長及び会長職務代理者、農業振興委員会委員長、同副委員長が市長と面談し、意見書を提出する予定となっております。事務局からの補足説明は、以上です。

議 長 質疑ありませんか。ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 質疑なしと認めます。次に討論に入ります。
ご発言願います。

(「なし。」との声)

議 長 討論なしと認めます。採決いたします。
本件に関し、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。よって、議案第8号農地等利用最適化推進施策に関する意見書(案)については、原案のとおり決せられました。

 以上で、提出された議案すべて終了といたします。本日決定したことの取り扱いについては、議長に一任願いたいと存じますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし。」との声)

議 長 ご異議なしと認めます。

 以上をもちまして、第17回相馬市農業委員会総会を閉会といたします。

相馬市農業委員会会議規則第18条第1項及び第2項の規定により署名する。

相馬市農業委員会 会長 前川 正人

議事録署名委員 9番 小島 良金

議事録署名委員 11番 武島 竜太